

2007年第1回定例会・一般質問（3・9）第2稿 4番・広次忠彦

日本共産党・広次忠彦です。通告にそって質問します。

最初に、消費生活のなかで、自治体の多重債務対策について質問します。

「二千数百万円のサラ金からの借金、特定調停でなんとか解決の方向がでてきた」「数百万円の借金、特定調停で解決。その後二百数十万円の過払いを取り戻した」など、私に相談のあった方でこうした事例があるが、多くの場合はサラ金苦に悩み、自殺する事例も報道されています。

こうした問題は、市民生活の生涯にかかわる重要な問題であり、社会的にもそのことが課題となっています。国においても「多重債務者対策本部有識者会議」が設置され、論議と取り組みがすすめられています。地方自治体においても取り組みがすすめられることが重要と考え、先進地ともいえる野洲市の取り組みを視察してきました。

野洲市では「多重債務をはじめとする課題をかかえた住民は、どこに相談してよいのかわからない場合が多い。このため役所のどの窓口にくられても、各課が連携して取り組む必要がある」という立場から、庁内全課を網羅した『住民・人権相談総合窓口ネットワーク』を組織しています。住民からの相談は、市民課・第1窓口課が一手に対応し、各課と連携をして対応しています。住民は、第1窓口課に相談すれば、そこで解決できなければ、担当課と連携してくれるので、気軽に相談できるし、行政の側からみれば「たらい回し」にすることなく対応できるメリットがあると説明されていた。

職員研修では、国民生活センター主催の研修会に参加すると同時に、多重債務関係の学習会に参加して見識をひろげていると聞きました。同時にこうした機会をとらえて、人脈をひろげていることが、相談者の希望にかなった解決への大き

な力となっているとも指摘されていました。

住民への周知では、市報に「消費生活シリーズ」の欄があり、多重債務問題も年に2回程度特集を組んで掲載しているとのことであり、公民館講座や自治会長研修などをとらえて、啓発・周知を図っていると聞きました。

自立支援のための取り組みもすすめています。あわせて多重債務者の多くは公租公課の滞納があり、この解決についても関係部署との連携をとっており、このことは、市財政への一定の貢献となっているとききました。各課での滞納相談の際、「借金」ということばができれば、本人の承諾のもとに第1窓口課の相談員と連絡をとり、多重債務解決とあわせて、市税などの滞納解決の方向性を出していることのことでもあります。

多重債務問題の解決は、当人の生活の安定にとっても重要な課題であり、地方自治体が住民の暮らしをまもるという立場から、この分野でも積極的な役割を果たすことが重要と思います。

そこで質問します。

- ① 現在「市民相談室」「ライフパル」で消費生活相談をおこなっていますが、多重債務にかかわる相談体制の強化、相談員の育成をすすめていく考えはないでしょうか。
- ② 野洲市のような全庁ネットワークをつくり、多重債務対策に取り組む考えはないでしょうか。
- ③ 多重債務者の救済のため、弁護士会や司法書士会などとの連携を強め、対策と体制の強化をすすめる考えはないでしょうか。
- ④ 生活再建にむけた公的融資や生活保護などの相談に、必要な措置が受けられるように制度の拡充や窓口対応の改善をすすめる考えはないでしょうか。
- ⑤ 市民への周知・啓発に、市報やホームページの活用をさらにすすめることが

重要ではないでしょうか。

以上5点について見解を求めます。(質問1～5)

つぎに、企業進出にかかわって質問します。

大分市には新産業都市建設にともなう大企業の進出の後、東芝の進出、昨年からのキヤノンの進出など、雇用を拡大する条件は大きくひろがったかのようにみえますが、市民税納税義務者の推移をみても、さほどの変化はみられません。

キヤノン株式会社と大分市・大分県との間にかわされた『立地協定書』では、第7条に「県及び市は、工場従業員の充足について協力し、会社は従業員の採用について地元優先に配慮するものとする」と定められています。また第11条では「県、市及び会社は、信義に従い誠実にこの協定に定める各事項を履行するものとする」とあります。ところがキヤノンは、「正社員については、安岐を含む大分キヤノン全体で、今後3年間で、約450名程度採用予定」と聞いています。これでは、「地元優先に配慮する」という協定事項を誠実に履行する内容とはいえないと考えます。

そこで質問しますが、この『立地協定書』にもとづいて、大分市としてどのような対応をしてきたのでしょうか。あわせてキヤノンはどのように対応されたと考えているのでしょうか、見解を求めます。(質問6・7)

企業が進出されれば、法人市民税などの収入とあわせて、労働者の個人市民税の増収が期待できると考えるのは当然です。

キヤノングループの大分市への進出に助成金で15億円、道路や上下水道などの整備に16億円を使っていますが、こうした税金の使い方は本当に有効でしょうか。また雇用において、有効求人倍率が他地域より多少高いといわれています

が、その多くは派遣労働などの不安定雇用ではないでしょうか。

そこで質問しますが、キャノングループの大分市への進出によって、法人関係と労働者関係でどの程度の税収の増加があると思込んでいるのでしょうか。また正規雇用が増えた方が、税収の増加は大きいのではないのでしょうか。(質問8・9)

派遣労働者などの不安定雇用の場合、住民票を移さない事例も多いと聞いています。こうした場合、市民税は住民基本台帳登録外納税義務者として、会社から報告のあった労働者については課税をしているとのこと。ただしこうした労働者の場合、市外へ転居されると、収納にはかなりの困難を要するとも聞きました。「もっとよい方法は、勤務先の自治体に住民票を移して就労してくれば、転出されても対応しやすい」という意見を聞きました。

そこで質問しますが、住民基本台帳登録外納税義務者をできるだけ少なくするために、関係する企業にどのように働きかけているのでしょうか、見解を求めます。(質問10)

最後に、街づくりにかかわってスーパーなどの進出・撤退について質問します。先月15日をもって松が丘団地にあるスーパーが撤退しました。住民のみなさんからは「車もなく買物がたいへんになる」「学校もスーパーもあるということで住みついたので、企業の都合だけで撤退していいのか」「赤字経営なのに撤退するなともいえないが、なんとかならないのか」などの声が寄せられています。

開発団地のスーパーは、歴史的につくられてきた商店街と同じような役割を果たしていると思います。ところが自民党政治のもとで、大型店の野放図な進出が可能となり、郊外型大型店の進出によって、開発団地の中小スーパーや商店は店を閉めざるをえない状況になっています。松が丘でいえば「スーパーにある食料品や飲料水は、災害時の非常食として活用するときいたことがある」と団地関係

者は話されていました。どこの開発団地においても同じような役割を果たしていると思います。

そこで質問します。

- ① 現にある団地内の商店・スーパーなどの存続のために、自治会、その他関係団体などの共同の取り組みに、市がイニシアチブを発揮する考えはないでしょうか。
- ② 撤退した団地などで団地内に商店などがなくなった場合、たとえば共同購入とか、跡地での青空市場の開催など、住民の取り組みに支援する考えはないでしょうか。
- ③ 大企業の進出のときにかわしている『立地協定書』のようなものを、団地開発をする際、市と開発会社、スーパーなどとかわして、住民の暮らしをまもるようにすることはできないでしょうか。
- ④ 団地内の商店・スーパーは、災害時の食料基地ともいえると思いますが、こうした点からも存続が必要ではないでしょうか。
- ⑤ 子どもの見守りなどを地域ぐるみですすめています。スーパーや商店に買物に行くことで、結果的に見守り活動に寄与している側面があります。こうした点からも、商店・スーパーの存続への取り組みへの支援が必要ではないでしょうか。

以上5点について見解を求めます。(質問11～15)

以上で1回目の質問を終わります。

⑤子どもの見守りなどを地域ぐるみですすめているが、こうした点からも、商店・スーパーの存続への取り組みへの支援が必要ではないか

◎野洲市の対応

共通する質問の中に「連携するのに個人情報の問題にならないか？」との疑問を多くされております。「市議会で質問したら、個人情報上問題であり連携するのは困難と言われた」「他の課に紹介するのは個人情報の漏洩にならないか」「滞納整理等で借金はあるか？などプライバシーに踏み込んだことは聞けない」「延滞する税金等の情報を連携するのは個人情報の取り扱いにおいて問題ではないか」これらの質問を受けたときには、以下のように答えています。滞納する税金や市営住宅の家賃等について、市役所が本人の承諾なく、勝手に収集するものではありません。あくまで相談者に対し債務整理と生活再建についての必要性を理解してもらい、その上で本人の了解を取って同意してもらった上で、税務課等に連携し、相談の場に担当者が同席して、状況を説明していれば問題ありません。プライバシーに踏み込んだ聞き取りができない、というのではなく、「なぜ家賃が支払えないのか？」「税金を滞納するのか？」とカウンセリングするのは、滞納整理において、当然の聞き取りであり、理由も聞かず「支払え」という姿勢の方がよほど問題であると考えます。他の課に連携するのが個人情報上問題ではないか、という質問に対しては、困って相談に来る市民に対し適切な行政サービスを情報提供するのは当然の責任であり、これも市民に連携する承諾をとることで問題になることはありません。道路でいきなり人が苦しがつて倒れたら、救急車を呼んで病院に運ばれるようになります。そして状況を説明するため病院に同行し医者に説明します。治療は医者がします。これが、連携なんです。ごく当たり前のことです。それに、「個人情報漏洩した」「プライバシーが侵害された」と苦情を訴えるのは、相談者です。市役所側が個人情報上問題がありできない、ということ自体おかしい事と思います。相談者に債務整理の必要性を理解してもらって了解して頂き、行政サービスを支援するのに、苦情には繋がらず、私はまる8年間相談員をする中で

一度たりとも個人情報含め苦情を受けたことはありません。恐らく、多くの行政職員等が個人情報の問題をあげる可能性があるかと思います。

◎岐阜の対応

多重債務者対策本部有識者会議で、岐阜県の多重債務対策の担当者の山下さんが報告したのはすごくよかったと思います。1人の県職員がやる気になって、上司がそれを認めると、相当に世の中が動かせるのだと多くの人に分かっていただけたと思います。「多重債務者にとにかく早く相談してもらって助かってほしい」という気持ちが率直すぎるほど出ていました。彼女が受けた相談の相手が「死なずにすんだ」と言った、といった話もありました。たぶん、彼女が企画した施策で何十人もの人が死なずにすんだと思います。多重債務者の救済が大事なことなのだ、県庁内の連携を求めるため他部署の人に話しに行く。会ってしっかり説明する。それを彼女は「布教」と言っていました。死にそうになっていた人を救う体験が続くと、宗教的な情熱が湧いてきます。私も布教という言葉を使ったことがあります。何かで彼女に伝わったのか、そうでなくても、この言葉が使いたくなるのか。借りた個人の問題だ、という心理的な壁が世間に広くあります。説明してもなかなか伝わらない、それでも何としても、命を守ることの意義を伝えたい、それで、こんな言葉になるのだと思います。岐阜県では、彼女や彼女に協力する法律家が市町村の職員にも布教しています。知事まで布教に協力しました。山下さんの話は、全国の自治体職員に聞いてもらいたかったです。金融庁には、特別に急いで議事録をまとめ、HPに出してほしいです。彼女は「機会さえあればどこへでも話しに行く」みたいな「布教の決意」を披露していたので、多くの人に協力してほしいです。

◎高松あすなろの会

3月23日に香川県議会があり、渡部議員（2月3日の大阪集会に参加してくれました）が次のように質問しました。「県は県営住宅家賃滞納者や県税滞納者に対して訴訟提起や差押などをして家賃や県税を回収しようとしています。来年度予算でも、1700万円かけて滞納整理支援システムを構築し『滞納整理や納税交渉の経緯などを電算化・データベース化し、より効果的な滞納整理をする』としています。ただ単に県営住宅家賃滞納者への訴訟提起をしても、5年間だけでも、弁護士費用など6,938万円かけて、結局回収できたのはわずか1,284万円という状況でした。これは今後、弁護士に委託ではなく県職員が訴訟提起の事務を行うことになりましたが、過去20年以上も漫然とこの方法を取ってきたということは、億単位の弁護士費用をかけてその数分の1しか回収できていなかったということになります。